

子ども・子育て支援事業計画策定に伴う 教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育（※1）及び地域子ども・子育て支援事業（※2）の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしている。（子ども・子育て支援法第61条2項）

2. 国の基本的な考え方

- 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

3. 中野区の教育・保育提供区域について（案）

（1）教育・保育提供区域

区内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施する。

（2）主な理由

- ① 幼稚園については、自宅に近いということだけではなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、区内外に関わらず様々な地域から子どもが通園している。このため、区域を複数に分けることは、現在の幼稚園の利用実態と異なることとなる。
- ② 保育施設については、自宅に近いということのほか保護者の通勤経路から選択することが考えられ、区内に複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースも多くなることが想定される。

※1 教育・保育

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの13事業